

解体業者・破砕業者の変更届 添付書類一覧

番号	変更事項	添付書類
1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	個人の場合は、住民票の写し(※1)(※2)
		法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項証明書）(※1)
2	事業所の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体業又は破砕業を行おうとする事務所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、施設付近の見取り図</li> <li>施設の所有権（又は使用権原）の証明書</li> </ul>
3	法人の役員の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る者の住民票の写し(※1)(※2)</li> <li>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）(※1)</li> </ul>
4	政令使用人(※3)の氏名及び住所	変更に係る者の住民票の写し(※1)(※2)
5	申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所	変更に係る者の住民票の写し(※1)(※2)
6	事業の用に供する施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体業又は破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、施設付近の見取り図</li> <li>施設の所有権（又は使用権原）の証明書</li> </ul>
7	法人の株主又は出資者（発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資の額100分の5以上の額に相当する出資者	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類</li> <li>変更に係る者の住民票の写し(※1)(※2)</li> </ul>
8	標準作業書の記載事	標準作業書
9	解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場所	変更場所に関する次に掲げる事項に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地</li> <li>面積</li> <li>保管量の上限</li> </ul>
	破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場所	
10	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書 ※ 変更事項に関係なく添付が必要。	
11	申立書(※4) 法施行規則第57条の2に規定する精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないこと及び該当するおそれがあるとして、県から審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出することを申し立てる書面。 ※ 番号3、4、5及び7に係る変更について、添付が必要。	

※1 3ヶ月以内に発行されたものであること。

※2 本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものかつマイナンバーの記載のないものに限る。

※3 次に掲げるものの代表者をいう。①本店又は支店、②継続的に業務行うことができる施設を有する場所で、解体業・破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（政令5条）

※4 欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。